

米子市環境審議会委員 各位

米子市環境政策課長 高塚 貴  
( 公 印 省 略 )

平成29年度第1回米子市環境審議会における質問事項に対する回答について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素から本市環境行政につきまして、格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、先日開催いたしました標記審議会において、ご質問いただきました件につきまして、下記のとおり回答いたします。

## 記

### 【質問要旨】

「生活排水の適正処理」の項目の中で、「生活排水対策指導員及び職員による生活排水対策講習会等の啓発活動」を行っているとのあるが、具体的に、どこで、どのような講習会を行っているのか。PRTR法に関する啓発等は、行っていないか。

### 【回答】

- 1 米子市福祉保健センター（ふれあいの里）において、「食生活改善推進員養成講座」が毎年開催されており、約40名の受講者がおられます。本講座において、「生活排水対策講習会」が設けられており、講師として生活排水指導員を派遣しています。  
内容は、「家庭でできる生活排水対策について」として、高度成長期の水質悪化の様子や、表題の家庭でできる生活排水対策のアイデアなどについて講演しています。
- 2 小学校や公民館等からの依頼を受け、職員が講師を務めて生活排水対策講習会を行っています。  
内容は、CODパックテストを用いて、身近な河川の水質、醤油などの調味料及びスポーツドリンクやジュースなどの飲料のCOD（化学的酸素要求量）を簡易測定し、比較しています。その結果などから、水環境への影響を小さくするために、自分で何ができるか考えてもらうといった内容が主なものです。
- 3 PRTR法は、事業者を対象とした法律であるため、市民向けに本法律の啓発等は行っておりませんが、石鹼の使用の推奨及び合成洗剤を使用する場合の適正な使用について、上記講習会等で啓発しています。